

氏名	かわ ぞえ しん すけ 川 添 信 介
学位の種類	博士 (文 学)
学位記番号	論文博第 455 号
学位授与の日付	平成 15 年 11 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
学位論文題目	西欧13世紀中葉における哲学の諸概念

論文調査委員 (主査) 教授 内山勝利 教授 伊藤邦武 助教授 中畑正志

論 文 内 容 の 要 旨

本論文はアリストテレス哲学の紹介的導入がほぼ終了した1250年代から1270年代において、パリ大学の学芸学部と神学部を中心として確認される知的な格闘と対話の状況を明らかにし、そのなかで提出されたさまざまなタイプの哲学の概念を明示的に取り出そうとする試みである。

序章「水とワイン」では、13世紀中葉にいたるキリスト教思想において哲学が基本的にプラトン主義の圏域で動いていたことが概括的に確認され(1節)、12世紀末からのラテンキリスト教世界へのアリストテレス哲学の本格的導入を経ることによる軌轢が1277年のパリでの禁令によって頂点に達し、その禁令に関わる様々の思想傾向、具体的にはいわゆる「急進的アリストテレス主義者」、ボナヴェントゥラ、トマス・アクィナスの哲学概念を吟味するという本論文の問題設定が確定される(2節)。その上で、哲学史的研究としての基本的構想とそれを踏まえた哲学的分析の付加という、本研究の目的と方法とが提示される(3節)。

第1章「1277年の禁令の問題」は、1270年代の危機をめぐる研究史を概観した後(1節)、その歴史的経緯が多少詳細に分析される(2節)。すなわち、1270年代以前においてパリ大学の学芸学部と神学部で、アリストテレスの著作の公的な教授・研究がどのような状況にあり、アリストテレスあるいはアリストテレスに依拠する哲学へのどのような批判がなされていたのか。その中で1260-65年ごろに「急進的アリストテレス主義者」たちが登場してきた状況が跡づけられる。さらには、1270年のパリ司教タンピエによる断罪から1277年の禁令にいたる経緯が、1270年の断罪内容を吟味しながら、確定される。その上で、1277年の歴史上きわめて重要だと見なされている禁令そのものについての分析がなされる(3節)。ただし、全219(220)におよぶ禁令条項の個々の論点について、その一々が検討の対象とされるのではなく、哲学概念の解明という本論文の目的にとって重要な部分に限定された分析がなされる。つまり、その禁令の序文と哲学(哲学者)に直接関わる条文とが検討の対象とされ、その結果、当の禁令には世界の永遠性や知性単一説といった重要ではあるが個別的な論点とは別に、序文に典型的に現れているような「二重真理説」というメタレベルでの哲学者の誤謬が明確に論争点となっていることが明らかにされる。

「急進的アリストテレス主義の哲学」と題された第2章では、1277年の禁令の対象となったパリ大学学芸学部の哲学者たちの持っていた哲学概念が直接的に考察の対象とされる。最初に1章で明示された「二重真理説」への考えられ得る対処法があらかじめ分析された後(1節)、ブラバンティアのシゲルスの立場が吟味される(2節)。そこでは、哲学上の主張とキリスト教の教えとの間に対立が見いだされる場合に、シゲルスが端的な真理を後者の側に置くことを承認していることが、さまざまな著作の記述から確認される。さらに、そのことを承認すべき理由とは、哲学によっては蓋然性にしか到達し得ない論点が存在するという哲学そのものの原理が了承しているという点にあることも明らかにされる。しかし、それでもシゲルスが哲学という知的営みをキリスト教の教えとすり寄らせることで、哲学が哲学でなくなることを拒否していることも確認されることになる。次に、もう一人の急進的アリストテレス主義者としてダキアのボエティウスの立場が、主とし

て『世界の永遠性について』を取り上げることによって分析される（3節）。ポエティウスの場合にも、二重真理といった考えは見いだされないのであるが、学問的知識（scientia）の一つとしての哲学は、それに固有の原理に忠実であるべきことが強調され、たとえば「世界は永遠である」というキリスト教の教えに反する主張は、哲学の原理による限り、その必然性が承認されていることが明らかとされる。その命題が真理であるとは決して述べられず、むしろ、キリスト教の教えと哲学との調和が、それぞれの学問的知識としての原理に忠実であるべきであるという原則から引き出されるのだと考えられているのである。そして最後に、この二人の急進的アリストテレス主義者の把握する哲学の概念から、1277年の禁令の対象とされることになった特質が整理される（第4節）。すなわち、シゲルスにしてもポエティウスにしても、哲学をキリスト教の教えに勝る知の形態であるとは決して考えられていないし、二重真理説を承認しているわけでもない。しかし、哲学はキリスト教の教えとは独立に探求することが可能であり、そこに意義の認められる知的営みとして、キリスト教の教えから切り離すことのできるものであるという「分離主義」こそが彼らの哲学を捉える視点なのである。そして、その分離主義がキリスト教の教えの包括性・全体性とそれゆえの優越性を保持しようとするキリスト教神学者からは危険なものとして捉えられていたという理解が提示される。

第3章「ボナヴェントゥラと哲学」では、パリ司教タンピエの禁令の立場を共有していると考えられるボナヴェントゥラが哲学をどのように捉え批判しているのかが検討される。一般にボナヴェントゥラはフランシスコ会総長になるまでのパリ大学神学部教授時代とそれ以降とは、アリストテレスの哲学に対する見方が異なってきたと考えられているので、まずその前期の名著『命題集注解』における神学の本質規定が吟味される（1節）。ボナヴェントゥラにおいても、新しいアリストテレス哲学の含む世界理解の一定の範囲での有効性が承認されているが、もっとも根底的にはキリスト教の教えとそれに基づく神学の優越性が強調されている。そして神学が異なる信仰の受容に留まらず、何らかの学問的性格をもつことが学問間の「従属（subalternatio）」理論によって根拠づけられている。しかし、この世で成立する神学に原理を提供する上位の知とは聖書そのものであるとされることによって、神学の学問性は啓示という事実への依拠として成立するとされていることがボナヴェントゥラの特徴として確定される。次に、そのような神学との対比において、哲学が不完全であるとされることの意味が明確にされる（2節）。すなわち、神と神の創造の結果である世界を理解するためには、哲学が決して捉えることのできない三位一体や受肉といったミステリウムの認識を含まねばならないとされる。つまり、哲学は認識可能な対象領域の狭さゆえに、その狭い範囲において一定の確実な認識を得ることができるとしても、認識されている対象それ自体の十全なあり方の把握には到達しないのである。そして、哲学がその不十分性をそのままに放置し、キリスト教の教えに対して開かれていない以上、神と世界を把握しようとするものは哲学に留まることができないとボナヴェントゥラは主張するのである。次に、以上のような『命題集注解』の立場は、『神の六日の業についての講解』など後期の諸著作においても一貫して保持されていることが確認される（3節）。そこでは、アリストテレス的な自然主義的傾向をつよく持つ哲学だけでなく、プラトンの哲学についても、啓示による認識が欠落している限り、不完全なものとして批判されていることが明らかとされる。その上で、ボナヴェントゥラの哲学把握が「自閉的な侍女」として特徴づける試みがなされる（4節）。すなわち、中世スコラ学における哲学の位置づけとして周知の「神学の侍女」という比喩は、確かにスコラ神学者のすべてに妥当するといえるにしても、それだけではボナヴェントゥラにとっての哲学を特徴づけたことにはならない。彼の場合には、哲学というものが本質的に哲学内部に閉じこもろうとする特質を持っていると評価されている限りにおいて「自閉的な侍女」と呼ぶことができるのであり、この点に、少なくとも次に検討されるアキナスの捉える哲学との相違が確認されることになるのである。

そのトマス・アキナスにおける哲学の位置づけが、第4章「アキナスと哲学」で検討される。最初に、アキナスにおける「聖なる教え」（神学）が学問的知識であるという主張の根拠が吟味される（1節）。すなわちその主張は、ボナヴェントゥラと同様に「従属」理論によって保証されていること、しかし、聖なる教えにとっての上位の知が直接に神自身が有している知であるとされていることが確認される。さらには、その上位の知としては神の知だけでなく「至福者たち」の知も認められていることによって、知性的存在者としての人間が、下位の学問的知識である聖なる教えにおいても、神の有する知と連続する知を有する可能性が保証されている。そしてそのことによって、聖なる教えは聖書という啓示されていることがらだけでなく、啓示可能なことがらをも含むものと規定されることになり、そのことが神学に思弁的性格を与える

ことになっているという解釈が提示される。その上で、聖なる教えと哲学とがアキナスにおいては「類を異にする別個の学問的知識」として確定されていることの意味が検討される（2節）。すなわち、その両者は扱う対象それ自体の相違としてではなく、たとえ同じ対象であっても扱う観点（ラチオ）が異なることによって別の学問として成立すると見なされているのである。つまり、聖なる教えは事象を「啓示の光によって認識可能である限りにおいて」論じ、哲学は「自然理性の光によって認識可能である限りにおいて」扱うのである。それ故に、相互に別個の学問として原理的に区別されながら、同じ対象を別の観点から論じるものであるから、神学者としてのアキナスは哲学を聖なる教えの内部に取り込むことが原理的に可能であると見なされることになる。そこで次に、より具体的に神学が哲学をどのような仕方で使用するのが問われることになる（3節）。そこで、二つの学問で論じられる対象に関する「自然本性的理性によって到達可能な対象」とそうでない対象の区別、それと同じ対象を論じる観点に関する「啓示の光によって認識可能な観点」と「自然本性的理性によって到達可能な対象」との区別によって4つの領域が区分され、その区分のそれぞれに検討が加えられる。その結果、聖なる教えによる哲学の使用には、純粋な哲学的神学（自然神学）が「信仰箇条の前駆」として使用されるあり方が一つの特質として取り出される。しかしより特徴的なのは「自然本性的理性を越えた対象」を「自然本性的理性によって認識可能な観点」から論じるという領域に見いだされる。つまり、一種のアブダクションあるいは仮説演繹的な方法が三位一体論などのミステリウムに用いられていると言えるという解釈が提示される。そのような分析を経て、最後にアキナスにおける哲学が一般的に特徴づけられる（4節）。すなわち、ボナヴェントゥラとはちがって、アキナスの捉える哲学は、確かに悪しき仕方でも濫用されることは現実にあるにしても、本質的にはキリスト教の教えと矛盾することなく、自律したまま自己の完全性を充実させるものである。神学者としてのアキナスが哲学だけで人間の生が充足されると考えているわけではなく、聖なる教えの必要性と優越性を認めている。しかし、哲学は決して自閉的であることを本質とするとは見なされていないし、むしろ自律的であることによって、聖なる教えに使用されうるものたり得ると考えられているのである。

最後の第5章「哲学としての神学」では、まずこれまでの考察によって得られた成果が三つの哲学観として整理し直された後（1節）、その三つの哲学観に対する評価的考察がなされる（2節）。哲学が何らかの意味で合理性を確保すべきことは一応の前提として承認するとして、13世紀中葉に見られた上記三つの哲学のタイプが提示する合理性は多様である。その中で本論文はアキナスの捉える哲学が提示する合理性が現代において持ち得る価値を強調する。すなわち、急進的アリストテレス主義者とボナヴェントゥラの立場とは、それを肯定的に見るか否定的に見るかでは対立しているにしても、哲学が感覚的経験と厳密な論理性とだけをあくまで保持しようとするものであると認定している点では共通する。それに対して、アキナスはそのような厳密な意味での合理性が保持される領域の存在を認めると同時に、事象の性質としてそのような合理性を確保できないような対象に対しても、より緩やかな意味での合理性を保持しようとしていると見なしうる。その意味で、当時の用語としての〈哲学〉ではないにしても、アキナスの神学を哲学として認めるような仕方でも、現代のわれわれは哲学という知的な営みを捉え直す必要があるという立場を提示することで、本論文は閉じられる。

論文審査の結果の要旨

12世紀末以来イスラムの学者たちを通じてアリストテレス哲学が西欧にもたらされ、13世紀半ばにはその紹介的導入がほぼ完了する。長くキリスト教的伝統と一体化した仕方でも受容されてきた新プラトン主義的要因とは異なるギリシア哲学に直接接触したとき、当時の学問的世界は大きな動揺を来し、積極的受容の動向と激しい拒絶反応とを引き起こすと同時に、その軋轢の中から、最初の西欧固有の哲学と言うべきスコラ学の体系が構築されていく。

本論文は、この13世紀半ばのパリを中心とする哲学状況について哲学史的・文献学的考察を加え、さらに、その成果にもとづいて今日におけるわれわれの哲学的営為にとって有効な示唆を引き出すことを試みたものである。論者は、まず当時のアリストテレス哲学の受容と拒否の諸相を、1277年にパリで出された「禁令」に至る経緯と「急進アリストテレス主義者」たちの動向とを軸に歴史的に概観し（序章および第1章）、彼らの哲学の内実を解明分析する（第2章）。次いで、この新思想の流入に対抗する立場をとったボナヴェントゥラと、アリストテレス哲学を基本的に受容しつつ独自の立場を開いた最大の神学者トマス・アキナスが、それぞれに哲学をどのようなものと規定し、キリスト教神学に対してどのような関係に置かれるべきであると考えたかを考察する（第3章、第4章）。その上で、三者それぞれの哲学観の違いを対比的に評価し、

アキナスのとった立場、すなわち、人間的営為としての哲学の限界を認めつつ、それを信仰と神学に従属させるのではなく、さらに高次の「知」へと開かれたものと解し、他方で神学をも弾力化する態度を最もすぐれたものとし、そこに今日の哲学知のあり方にもなお範とすべきもののあることを導き出す（第5章）。全体として、一つの時代における論争状況の中から、その基盤にある「哲学」理念を巨視的に取り出し、哲学はいかにあるべきかという根本問題に直結させて論じた手法は斬新であり、中世哲学研究に新たな方向を開いたものと評価することができよう。

本論文のより具体的な成果としては、まず13世紀前半を通じてアリストテレス哲学がパリ大学学芸学部を中心にラテン世界に定着していく過程を確認し直した上で、ブラバンティアのシゲルスやダキアのポエティウスに代表される「急進的アリストテレス主義者」の実態を、ボナヴェントゥラやアキナスの著作中の証言および1277年に出されたタンピエの禁令に集約される一連の「哲学」断罪文書の検討から明確に洗い出している点にある。この時代のこうした思想潮流に立ち入って考察を加えたことは、それ自体として高く評価されよう。これによって論者が主張するところによれば、「急進的アリストテレス主義者」が信仰・神学の立場と哲学の立場との両立を図るために「二重真理説」をとったとするタンピエらの批判は彼らに妥当するものではなく、子細にみれば、彼らの意図は哲学およびその対象世界を信仰教義から「分離」させることで衝突を避け、哲学の自律性を確保しようとするところにあった、と見るべきである。ただし、この立場は、哲学の役割を限定づけるものであるとともに、キリスト教側からの断罪を払拭できるものではなかったと指摘している。

また、主要著作を博捜し微妙なズレに注意を払いながら、ボナヴェントゥラとアキナスにおける哲学の対照的位置づけを確定し、その作業に即して論者自身の期待する哲学のあり方を探究していく過程も、細部において鋭い分析を重ねるとともに、全体としても哲学への重要な示唆を提示するものとなっている。哲学は、当時においては、等しく「神学のancilla」とされたにせよ、論者によれば、ボナヴェントゥラにおいては「自閉的なancilla」と規定されるのに対して、アキナスにおけるそれは「自律的なancilla」と位置づけられる。前者によれば、哲学すなわち学問的知識は認識可能領域においては一定の確実性を確保しうるものではあるが、その領域の狭さの故に当の対象そのものについても十全な把握には到達できない、したがって、それは「不完全」な学にとどまる、とされる。それに対して、論者が最も強く共感するアキナスもまた「聖なる教え」（神学）の優位を認めるが、哲学が自律的な原理と観点のもとでそれ自体の完全性を全うしうるもの、「自然本性的理性を越えた対象」についてもそれによって「認識可能な観点」から関わりうるものであり、まさにそれゆえにこそ「聖なる教え」に使用されうるものであることを、たんねんなテキスト分析によって確定している。論者が高く評価するのは、神学の領域にも思弁性を繰り入れようとするアキナスの柔軟かつ強靱な「合理性」のあり方である。

以上のように、議論は一貫して聖書ないし神学と哲学との関係という一点をめぐる展開されている。これは明確な結論の提示のために論者の意図した手法であるが、そのために、ときとして、それぞれの立場のはらむ相違を「哲学観」という大項目で括りきれず、かえって問題の微妙さが浮かび上がり、さらなる解明を要求したくなる場合もなしとしない。しかし、それもまた論者による議論の深化のゆえのことであり、他方より具体的な個別問題への対応に照らした解明は、論者自身の他の諸論考によっても重ねられてきているところであって、本論文はそれ自体として十分な意義と価値を認められるべきものである。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2003年9月10日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について試問した結果、合格と認めた。